

第4回 門真市廃棄物減量等推進審議会議事録

「粗大ごみ有料化」について、門真市廃棄物減量等推進審議会に「粗大ごみの適正な費用負担の導入に関する計画について」を審議いただいております。

審議会での議事の要点は次のとおりです。

開催日時：平成 19 年 5 月 30 日（水）午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで

会場：門真市リサイクルプラザ 5 階会議室

出席委員：10 名 / 15 名中

会 長：欠席委員から寄せられた意見を紹介したい。「ホームページで市民の意見を寄せてもらうのは賛成です、30cm の基準を明確にすることについても賛成です。ごみ袋に名前を書くというのはどうなっているのでしょうか。」と意見をいただいている。

会 長：第 3 回議事録についてご意見・訂正などがあればお願いしたい。

委 員：収集方法について確認したい、原則戸別収集ということは現在集積場に出している所でも戸別収集するという意味ですね。

事務局：収集車が通れるところです。

委 員：普段は集積場所だが、車が入れば家の前に出しておけば収集してもらえ、ただし集合住宅（マンション、団地等）の場合は、集積場所に出したものを収集するという事でよろしいか。

事務局：そのとおりです。

ミニダンプ車（収集車）も入れないような路地等の方は、前の道までお出し下さいということになるかと思います。

会 長：この地区の方は戸別で出してください、この道路の方は集積場所まで出してくださいと、連絡（有料収集が始まる前に）はするのですね。

事務局：受付センターではシステム上地図を持っていますので車が入れるか、入れないのか分かります、家の前なのか、集積場なのかを受付センターとやり取りをしていただきます。

会 長：システムスタート前には当然、戸別なのか、集積場なのか分からなければいけない、各家庭が、スタートして初めてコールセンターに聞くのではなく、この地域は戸別にしますよというところには連絡が行かなければいけないです。事前に知らせておけば、私のところは戸別なのか、集積場なのかわかりますよね。

事務局：全世帯に対して個々にお知らせするのは不可能、また労力的にも受付センターとの電話のやりとりで明確にできるものを全世帯調査することは不要と考え

ます。そのためのコールセンターです。

委員：現状で収集している、地域によって集積場収集、戸別収集ということでやられるのがいいのではないか。

ただ、狭いところに大きな物を出された時、迷惑がかかるということもある、従来出しておられた所に出していただくということを基本原則としていいのではないか。

会長：戸別で出すのを原則とするのか、集積場を原則とするのかは全く違います。

委員：車が入れない所だから集積場に出している。

委員：車が入れるけれども、集積場収集になっている地区がある。

事務局：門真の現状も変わってきている、開発がなされ1戸建の家が建ってきている、そのような場合3軒に1ヵ所まとめて出してくださいといった運用はしている。

地域の3分の2がステーションです、家の前に2トン車が入っておるけれども何軒かまとめて集積場にお出しいただく地域はあります。

それを今回は車が入れるのであれば、原則自宅の前に出していただいて収集しようというもので、そのような意味で原則戸別収集に入りたいということです。

会長：そのことは、責任の所在を（排出者の）はっきりさせるという意味あいがあるのですか。

事務局：あります。

会長：自分の家が戸別になるのか、ステーション方式になるのかは、事前に知らせてあげないと困るとおもうのだけれども。

事務局：個々に知らせる必要はないと思う、自分のごみを出すときに、どういうものを、どこに出すかということは、コールセンターとやりとりをしてもらったらいいいのであって、事前に約6万世帯に集積場か、家の前か知らせる必要はないと理解しています。

会長：他の委員のご意見はいかがでしょう。

委員：道路も生活道路とか色々あり地区によっては軽車両が入るのがやっとということもある。ただ道路が広くても狭くても方法を考えて入ってあげるということが大切である。

委員：Aという人が出す物によって、前回はここであったが、今回は大型なので前回の場所と違う所ということはあるのか。

事務局：それはないという理解をしています。

委員：現在、他のごみを出している所と違う場所を指定するということもあるのか。

事務局：あります。

委員：大阪市などは実施（粗大ごみ有料）しているし、成功しているようであるので調べてみる必要があると思う。

従来無料であった物を有料にするということであるので、市民不在にならないようにすべきである。

事務局：市内のすべての地図で現在収集車がどの道が走れて、軽ダンプがどの道を走れて、この地区は一定の区域において、ここについては自宅前に出せるのか、出せないのかというデータを作成し、そのデータを基にして、コールセンターに地図を持たせることとなります。

委員：他のごみまで粗大と同じように出されることが心配されるので、そのような事にならないように考えておく必要がある。

2トン車が入れない場合は大型ごみや生ごみは取れないので、2トン車が通れる所は従来どおりで結構ですとか、大まかなことは事前に流せたらいいのではないか。

事務局：市民説明会の開催時や、保存版を作ったときに説明や記載をさせていただきたい。

会長：ほかに第3回の議事録に関することで何かありませんか。

委員：名前を書く（シールに）ということについては。

会長：処理券（シール）に記名することは前回決まりました、審議会としては名前を書くという答申を行いたいが、市の方でも色々検討をして判断していただきたい。

会長：他に第3回議事録に対して何かありませんか。

会長：無いようですので、承認ということによろしいですか。

併せて、本日の資料のホームページ版第3回議事録を載せることについても承認としてよろしいか。

委員：了承。

会長：それでは、市民意見について説明を。

事務局：市民意見の公募については5月か6月いずれかの時期にと、計画していた。6月1日より6月15日の期間、市民意見を求めることを「広報かどま」と市のホームページに掲載いたします。

お手元にあります6月1日号の市広報に意見をお寄せ下さい、「粗大ごみの有料化（案）」というかたちで、第2回の審議会の時に考え方として提示させていただいたもので、「有料化の目的」「実施をする時期」「有料化する品目」「処理手数料」「手数料の支払い方法」等々審議会にお出しをしたものを掲載してご意見をいただきたいというものです。

締め切りを6月15日までといたしております、15日までにご意見が寄せられましたら、各委員にまとめた分になろうかと思いますが、送付をさせていただき次回の審議会の材料にさせていただきたいと考えています。

会長：原案はこのようなであるが、市民から意見が出てきた段階でもう一度それを見

て、その意見をどう生かすのかという論議をしていけばよいということです。
この事についてご意見をいただきたい。

委員：料金体系は５段階ですね３００円からの、一番大きなものといえばタンスですか、ソファーとか、最大でも１，５００円を適用するのですね、大きいから１，８００円ということにはならないですね、品物を五つの段階に分けるのですね。

事務局：そのとおりです、最大１，５００円という考え方です。

会長：最大限はここまでとか、収集できない物、ダメな物は作らなくてもよいのか。

委員：作らなくてはならない、このような物はよい、このような物はダメと決めておかなければいけないと思う。

事務局：収集車に入り込まない物等については制限をしなければならないと思っています。

大きすぎて積めないとか重すぎるとか、色々ありますので今後論議をしていきたいと考えています。

会長：制限はきっちりとつけておかないと、何でも、というわけにはいかないであろう。

事務局：収集できない品については、マニュアル(市民用)に載せる予定をしています。

会長：広報については、そのようなことでよろしいでしょうか
意見が出てきたら、又検討して何らかの対応を考えるということにしたいと思っています。

会長：次に「粗大ごみ有料化」の意見具申(答申)に対する配慮事項について事務局より説明を。

事務局：前回の会議で一定意見具申(答申)について素案を作らせていただきたいと話しをさせていただきましたが、次回審議会を開いていただき、もう一度ご審議いただきたいということで作成しておりません。

ただ意見具申(答申)の中身についての大きな柱というもののについての内容は

１) 粗大ごみの発生・排出を抑制する基本的な考え方として

拡大生産者責任確立への働きかけを行政として積極的にやりなさいということ。
物の使い手である市民の意識と行動の変革への誘導については官民協働の中で積極的に進めていく必要がある。 という二つの柱が必要かと。

２) 粗大ごみの排出抑制に向けた取り組みの充実・強化については

市民啓発を図りながらごみの減量化を図ることを積極的に行う必要がある。
体験学習、例えばリサイクルプラザに修理が必要な自転車を持ち込み、修理をして、捨てずに再度使用するなどの市民工房体験をしていただく取り組みを進めていく。

不用品交換システムにより自分では不用になったものでも、必要な人にとの不

用品交換システムの構築を図る。

3) 情報のネットワーク作りについては

基本的にはリサイクルプラザを拠点とした色々なリサイクルとか、ホームページ（エコパークの）とか色々なかたちでアクセスできるようにしたネットワークづくりを進める。

4) 粗大ごみの適正な費用負担の導入に対する計画について

有料化の実施時期については、どうなのか

- ・粗大ごみ有料収集実施は平成20年4月から
- ・粗大ごみ有料収集に伴う申込受付は平成20年3月から開始

有料化品目（粗大ごみ）

4週に1回収集の家具、家電製品、スチール製品及び自転車、マットレスなど、その最大の辺の長さ、又は径が30cmを超える耐久消費財等とすることに対する意見。

粗大ごみ処理手数料

粗大ごみの有料制が導入されている他市の状況を考慮して、家庭系ごみ10kg当りの処理経費のおおむね30%相当の市民負担については。

基本料金を300円とし、大きさ、長さ、重量等を考慮して、300円・600円・900円・1,200円・1,500円の区分の段階別料金

処理手数料の徴収方法

立会が不要であり身近なところで処理券を購入し、排出物に貼り付けるシール方式とすることについて。

排出及び収集の方法

現在の地区別（4地区）を基本とし、月1回の定曜日（水曜日を予定）に各世帯が5点迄排出できる。ただし大型の物等については収集運搬との兼ね合いもあり一定の制限を加えさせていただくことも必要。

原則戸別収集で対応。（マンション、団地等の集合住宅等は各々の集積場収集。）

申し込み・問い合わせ

（仮称）「粗大ごみ受付センター」（民間委託）を設置し、月曜日から金曜日（祝日を含む）の午前9時から午後6時まで

市民周知の方法

地域説明会、出前説明会の開催や市広報、ホームページ等への掲載

粗大ごみマニュアル（保存版）の全戸配布

5) 有料制導入にあたっての留意事項については

「こういうことについては配慮しなさい」「こういう取組みを進めていきなさい」というご意見になってこようかと考えます。

導入にあたっての周知を十分行なう

高齢者などへの配慮、さわやか訪問収集の充実として、「粗大」というものに限らず、幅を持たせた形での訪問収集ができないかについて検討。

高齢者や障害者の方々についての配慮を行政として取り組むこと。

処理券の購入は、利便性を考慮し、（市民に迷惑をかけない）できるだけ身近で購入できるよう大型スーパーも含め販売所を検討すること。

というようなご意見を頂戴することになろうかと思います。

先程もご議論がありましたように今までいただいたご意見を、一定整理させていただいたものを意見具申（答申）としての、たたき台として委員の皆さんに素案としてご提示をさせていただき、次回に一定の結論をいただきたいと思っています。

会 長：まだ色々確定した訳ではないので、細かい部分についても意見をいただきたい。

概ねこの線を審議会として仕方がないという形では進んでいるわけですが、もう少し細かいところでこういう点に気を付けなさいとか、こういうところは、配慮しなさいとかありましたら。

委 員：電化製品でテレビを買わないで前のテレビを処分するという場合、持っていくところが分からない、そういった面から市の方で受付ける余裕があるのかないのか。

又、独居の方でテレビが不用になってどうしようもないという、世帯に対して対応できる体制ができているのかどうか、もう一点は金額的な問題で処分したいと思うがいくらかかるか分からないことがあるので、その配慮ができるのかどうかということ。

事務局：テレビはごみとして排出できない、市の方が行きますと3,500円いただかなくてはいけないし、それを1,500円に下げるとということにもならないと思う。電気店でリサイクル料金を払う方法とか、大阪方式による処理方法、郵便局でリサイクル料金を払って証紙を購入する方式などがあり、色々な形ではご説明をしておるのですが、そのへんも保存版に取り入れて記載しなければいけないと思っています。

委 員：手数料を徴収されてその運用の問題ですが、運用についてはこの審議会の審議事項になるのか。

事務局：出の方が多くなろうかと、多くの出費が出てくるのかと、粗大ごみの出し方、申込み、手引き等々。市民からいただきましても、一般財源として入り込みますので何に使われるのかということについては分かりません。

委員がおっしゃっている議論は、普通ごみの有料化の時には。

会 長：お金をどこかに使うという発想はないわけですかね、一般財源に入ってしまうわけですから、これだけ収集したら、どう使うという発想はないのではないか。

委員：事業を実施したいということであれば別に予算を組んでもらいます、それが役所のシステムだから、これをいただいたから、それでまかなうという事はできないのではないかと。

事務局：単純に一般財源ではなしに、リサイクルプラザをもっと充実をなさいますか、そういうご意見はいただければありがたいと思います、市民が今までゼロのものを負担していただくわけですから、我々として色々な使い道をさせて下さいと言うことにもなります。

普通ごみの有料化ということになれば、環境にどう使っていくのか、緑化推進にどう使っていくのか等々、当然ご議論が生じてまいります。

ただ粗大ごみに関しましては、黒字になることは考えられませんので、このお金をどこに使うのかということにはならないと思っています。

会長：例えば黒字が出たら、一般財源に入って施策の中でこういった事をもう少し充実させて下さいということはあるとしても、そのお金をどうこうというシステムではないということだと思います。

委員：この手数料は処理費の30%がセットされていますので、いつまで行っても黒字になることはないわけでその事ははっきりしています。

一般財源に入ってしまうと、市民サイドから見たら税金の二重払いではないかという発想が生まれないかということです。

それを避ける意味でこの手数料収入の金額が少ないと思うのです、前に千数百万とかの話でした、それだったらその分は、この有料化の基本的施策というか狙いが、ごみ減量化にある訳だから将来的にリバウンドを防止する策も含めて、ごみの減量に対して一定投資が当面できるのではないかと、今リサイクルをされておりある程度の費用が掛かると思う、財源として一般財源に入るのではなく基金にすると色々方法があります。そんな発想に粗大ごみについては、発想していく議論になるのも一つかと思っていた。

一般ごみ返入ったときは、その議論はやっていかなければならないと思っています。

委員：町（まち）に自転車が乗り捨てられている、自治会としてごみになるので収集を依頼しているが、そうした場合はどうなるのか、自治会として処理券は買わないが。

事務局：自分たちの地域清掃をされた場合は、臨時収集として無料で行かせていただいている。

自治会として清掃されるわけですから、連絡をしていただき収集に行くシステムはありますし、これからもそれは残ります。

委員：個人の所有地に有料化に伴って不法投棄された場合の処理はどうするのか。

事務局：原則持ち主、所有者の管理責任が原則ですので、基本的には行政が収集には

行きません。取りに来てくれとなれば費用負担をしていただくことになり
ます。

委 員：従前ある市においてもあったが、大量の物が私有地に投棄された、有料化に
伴って投棄されることを懸念する。

委 員：個人の所有地だから個人で処理してくれということになるのでしょうか。

会 長：原則は、個人の物は有料化となる物は有料で、公共としての物は無料で収集
する、その点はしっかりしておかないといけない。

ごみの減量というのが基本的にはごみは減らないと思う、粗大ごみを出された
ときに、ピックアップしてもらった組織をできるだけ作る、例えば自転車屋、
タンス屋さんとか、引き取ってくれる人と連携を取って、粗大ごみを収集し
てもいいですよと許可を与えるようなことができれば、実際減るのではない
かと思う。

自転車を無料で引き取ってもいいですよと、許可を与えるようなことはできな
いのか、例えば自転車協会と提携して。

委 員：法律の範疇であり、一行政だけでは決めるというわけにはいかないであろう。

委 員：何らかの対応をしようとすれば、せめて市条例は最低必要。

会 長：煩雑な料金体系を作るからややこしいので、もつと簡単にすれば問合せも少
なくなると思う。「30センチを超える耐久消費財など」が有料で、30センチ
を超えない物は無料になるわけであるが、品目を指定するからややこしくなる
のであって、30センチ以上は、1メートル以上はとしたらどうか、耐久消費
財に限定しなければならないのか、30センチ以上のものは粗大ごみとしてし
まったら話しは早いのではないか。

事務局：素案で指定品目一覧のものです、全く素案でありますそれを踏まえたなか
で議論をしていただければ。

最大の径又は辺が30センチ以上の物ということです、枚方市の粗大ごみマニ
ュアルを見せていただき相当参考にさせていただいています。

これだけではなく、基本的には30センチ以上の物としていますが、30セン
チ以上の物でも幅があります、ベッド等は色々なベッドがあり、安い物はベビ
ーベッドの300円から最大はスプリング入りの1,500円まであります。
ここには記載しておりませんが、この表に記載された物以外最大辺が1メー
トル未満の物は300円例えば4メートルの物はどうか、重量物が出た場合はど
うなのかといったことに対しては、今後検討していきたいと考えています。

会 長：できるだけわかりやすくしてあげること、市民が出しやすいというのが原則。
品目を細かくせずに、30センチ以上はいくら、1メートル以上はいくらとし
た方が楽ではないのか。

事務局：10キログラムの家庭系ごみを処理する費用の30パーセントを基本とさせて

いただき、大きさとか長さによって５段階に分けたらどうなるのか、他市（粗大ごみ有料化実施市）を参考にしながら、３００円がベースになっておるのが多いようです。

泉南の方は、５００円、１，０００円がございます。南河内の方も２種類ありますが、だいたいの地域は「粗ごみ（あらごみ）」といいまして、粗大ごみ以外の「粗ごみ（あらごみ）」についても一定有料化しているので、５段階にしていいただければ一定理解がいただけるのかと。

会 長：簡潔にすればよい、こんな煩雑な基準を市民に押し付けるのかというのが疑問なのです。

例えば３０センチ以上なら３００円。１メートルメートル以上なら１，０００円と２段階にすれば分かりやすい。

事務局：先進地を見学し勉強した中で、門真市もこのような方法がいいだろうということです。

審議会として議論をしていただいて、仮に５００円、１，０００円の２本立てだという答申を出していただいたときに、どうするのは検討しなければならないと思います。

会 長：皆さんはいかがですか。

委 員：今の料金体系には賛成です。品物は購入時もおのずと差があるのだから処分するときも品目に応じて差があってよいと思う。

委 員：シンプルに分かりやすくするための一つの方法論であって、ただ逆に住民から見た時に、１ヵ所の金額しか出ていない設定、２段階の設定、場合によっては３段階とか色々あるのですが、住民から見た時にそれぞれが公平な費用負担と言うことに理解が得られやすいかということ、ごみを減量していく、物を大切に使うっていくという基本的な考え方を。

いずれにしても全額負担するわけではなく、一部負担を求められることですから、本来の目的からいったときにどういう料金設定が住民からみて制度導入しやすいかと。品目自体見ていまして分かりにくい部分がある。ステレオ一式というのがあり、その下段にスピーカーと表示がある。こういうことも含めて分かりやすくしたほうがよい。

事務局：３００円を基本ベースとさせていただきたい、物の大きさとか処理の仕方によっては当然費用が変わってまいりますので、一定５という段階を設定させていただいたということです。

市広報には処理手数料を載せております、市民の皆様が３段階で分かりやすいといった意見が多く寄せられましたら、その方向で審議会として答申していいただければいいのではないかと考えます。

会 長：広報には品目のこまかなことまでは知らせていない、５段階の実態については

分からない。品目表を見た時に市民がどう感じるのかということと、料金が出す物の量とどう適用しているかということの兼ね合いの話なのです。

事務局：先程もステレオの話がありましたが、表につきましては素案で現在整理をしている段階でありまして広報に載せることもできませんでした。

会 長：分類を市民がみて納得できるものかどうかを想像して意見を。

委 員：３段階を示すと、もっと細かくしてはという意見になるような気がする。５段階にしても同じように、そういう心理的要素があるのではないか。

委 員：審議会では３００円を基本として５段階でいくことを了承して来たのだから、実際の徴収がこれでできるのであればこれでいい。３段階にしか分けられないのならそれでいい。受付センターでやっていけるのであれば、その代わり沢山網羅しなければならないだろう。

事務局：１世帯が１年間にお出しになるのは、せいぜい２つか３つかと思われます、沢山粗大ごみを排出されますと、私たちがねらっています減量化については結びつきません、出すときには多少ご不便をかけますけれど、この品物はいくらかということを表で見ていただけたらと思っています。

委 員：ごみ減量というけれども消費が上向いてきたらごみが増えるかも。

会 長：他に配慮事項とかについて

委 員：家電製品（リサイクル対象品目を除き）細かく分類しすぎでは、例えばカラオケセット家庭用で１メートル以上、ステレオも１．５メートル、そのような大きな物がおそらく家庭には残っていないのでは、ステレオならステレオ２つぐらいに絞ればいいのか。

会 長：今はコンパクトでも、古い大きいものが出る可能性があるから書かざるを得ないということもあるのでは。

委 員：液晶テレビがはいっているが。

事務局：液晶テレビは現在廃家電のリサイクル対象となっていません。ブラウン管テレビのみです。

会 長：他に注意事項、配慮事項についてありませんか。

委 員：「さわやか訪問収集」について現状を尋ねたい。

事務局：平成１８年７月より実施。１８年度の登録は５２件、収集件数は６６件、月１回の制限はありますが、その内、室内まで入って収集、第三者の立会いを求めています、４４件ございました。内訳は高齢者単身が３６世帯、夫婦共高齢者が１１世帯、障害者世帯が５世帯となっております。

会 長：「粗大ごみ有料化」の意見具申（答申）に向けての配慮事項は一応以上とします。次の日程の調整をしたいと思います。

第５回審議会は

６月２７日（水）午前９時３０分よりリサイクルプラザ５階会議室で。